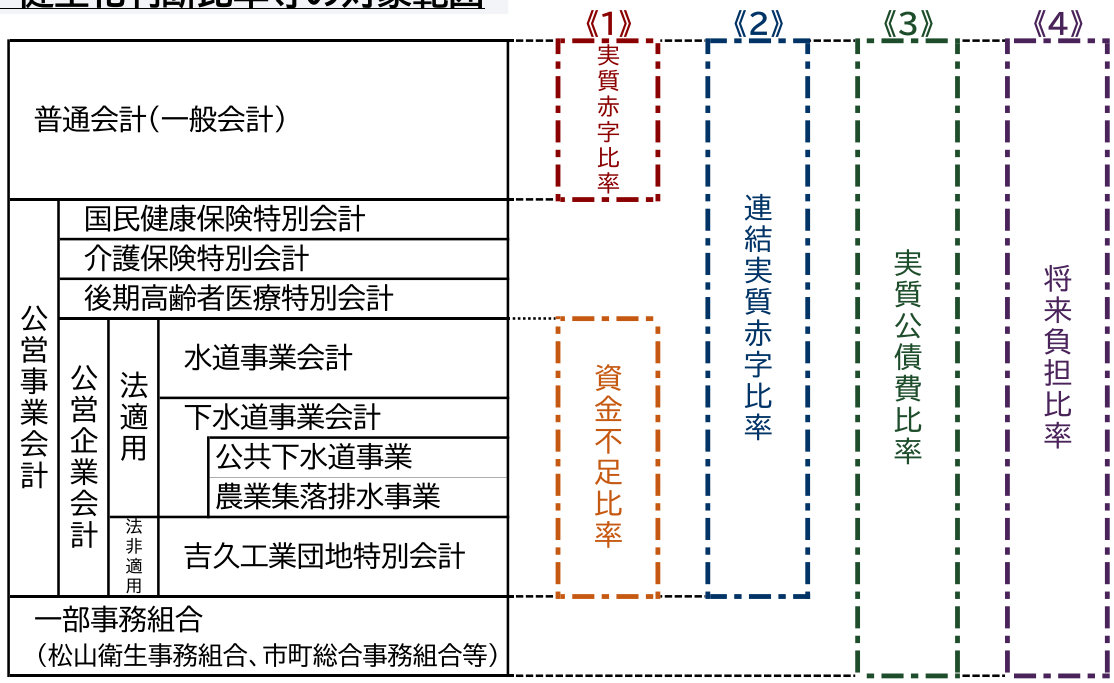
健全化判断比率等の概要について

1 財政健全化法について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年度、地方公共団体の財政状況を判断する4つの指標である「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）と、公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」について、算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとされています。

算定した比率について、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」に達した場合は「財政健全化計画」を、さらに悪化して「財政再生基準」に達した場合は「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要があります。また、公営企業の資金不足比率が「経営健全化基準」に達した場合は、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定し、経営改善を図る必要があります。

2 健全化判断比率等の対象範囲



3 健全化判断比率

《1》実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等における実質赤字が、標準的な年間収入（標準財政規模）に対してどの程度の水準にあるかを示す指標です。

この比率が高くなるほど赤字の解消が難しくなり、歳出の抑制や歳入の確保といった改善策が必要となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

《2》連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率】

特別会計や公営企業会計を含む全会計を合算した実質赤字が、標準的な年間収入に対してどの程度の水準にあるかを示す指標です。

この比率が高くなるほど地方公共団体全体としての赤字の解消が難しくなり、各会計の総合的な収支改善が必要となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

《3》実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借入金(公営企業の元利償還金への繰出金等を含む)が、標準的な年間収入に対してどの程度の水準にあるかを示す指標(3か年平均)です。
この比率が高くなるほど財政の硬直化が進み、新たな施策への予算配分が制約されるなど、行財政運営の自由度が低下することになります。

$$\text{実質公債費比率(3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} - \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※準元利償還金:公営企業や一部事務組合等の元利償還金に対する繰出金・負担金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

《4》将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入に対してどの程度の水準にあるかを示す指標です。
この比率が高くなるほど将来世代への負担が重くなり、今後の行財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

4 資金不足比率

【公営企業会計における資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業における資金の不足額が、料金収入をはじめとする収益の規模(事業の規模)に対してどの程度の水準にあるかを示す指標です。
この比率が高くなるほど資金不足の解消が難しくなり、経営の効率化や収支の改善が必要となります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

5 各基準について

《A》早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準です。4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)のいずれかが基準値に達した場合は、「財政健全化計画」を策定する必要があります。

《B》財政再生基準

早期健全化の段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が極めて困難とみなされる基準です。健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが基準値に達した場合は、「財政再生計画」を策定する必要があります。

《C》経営健全化基準

公営企業において、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることが必要となる基準です。公営企業の資金不足比率が基準値に達した場合は、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定する必要があります。